

福井県ドクターヘリ運航業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、プロポーザル（企画提案）方式により、ドクターヘリの仕様や安定かつ安全な運航など、必要事項について提案を求め、内容を評価したうえで総合的に最も優れた者を受託者として選定するために交付するものである。

なお、この要領は、地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）および入札公告において定めるもののほか、プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

2 業務概要

(1) 業務名

福井県ドクターヘリ運航業務

(2) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 業務内容

別添「福井県ドクターヘリ運航業務仕様書」のとおり

3 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、福井県ドクターヘリ運航業務に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。（この公告の日から提案書提出日までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）

- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。(共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。)
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。(共同企業体にあつては構成員すべてが該当すること。)
- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 厚生労働省が所管する平成13年4月1日から開始されたドクターヘリ導入促進事業において、過去5年以内に日本国内のいずれかの場所で運航を受託していること。
- (8) 本業務の受託に係る航空法(昭和27年法律第231号)第100条第1項の許可を有している者であること。
- (9) 航空運送事業の5年以上の実績を有するものであること。
- (10) 本業務の実施に必要な専任の人員および機体の確保が出来る者で、本業務の実施に必要な有資格の操縦士、整備士および運航管理者の数と同数以上の雇用をしている者であること。
- (11) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められた場合に、代替機体を配備するなど適切な措置を講じて、運航を継続させることができる者であること。
- (12) 過去3年間に、国土交通省運輸安全委員会が調査対象とする運航会社の運航する航空機における死亡事故を発生させていないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約

を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記3参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (3) 2案以上の企画提案をした場合
- (4) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 提出書類

- (1) 受審資格認定申請に関する資料
 - ① 受審資格認定申請書（様式1-1）
 - ② 会社概要書（様式1-2）
 - ③ 構成員調書（様式1-3）
 - ※共同事業体で参加する場合に限る。
 - ④ 受審資格要件確認書（様式1-4、様式1-4-1）
 - ⑤ 業務履行に関する確約書（様式1-5）
 - ⑥ 納税確認（証明書）書（写し）（3か月以内に取得したもの） 1部
 - ・福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）
 - ・消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（税務署）
 - ⑦ 代表法人および構成員全員の概要（パンフレット等で可）
- (2) 企画提案に関する資料
 - ① 企画提案書 10部
 - ② ①の電子データ（PDF等の汎用的なフォーマットで作成されたもの）を収録した電子媒体 1部

6 提出方法等

- (1) 提出方法
 - 持参または配達証明付き郵便によること。
- (2) 提出期限
 - 受審資格認定申請に関する資料
 - 令和5年12月14日（木）17時00分まで（必着）
 - 企画提案に関する資料
 - 令和6年1月10日（水）12時00分まで（必着）

※提出後における資料の追加および変更は認めない。

(3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局 地域医療課 救急・災害医療グループ

電話 0776-20-0346

E-mail iryoud@pref.fukui.lg.jp

7 質問の受付および回答

- (1) 本委託業務の受審資格に関する質問事項については、令和5年12月8日（金）12時00分までに電子メールで文章（様式2）を提出すること。

（提出先：iryoud@pref.fukui.lg.jp）

- (2) 質問に対する回答は、令和5年12月12日（火）17時00分までに電子メールにより回答する。

- (3) 本委託業務に関する質問事項については、令和5年12月22日（金）12時00分までに電子メールで文章（様式3）を提出すること。

（提出先：iryoud@pref.fukui.lg.jp）

- (4) 質問に対する回答は、令和5年12月28日（木）17時00分までに電子メールにより、全ての受審資格認定者（受審資格認定申請者）に対して一斉に行う。

8 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和5年12月18日（月）までに受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知を発送する。

9 選定委員会および契約先候補者の選考等

(1) 選定審査の実施

福井県ドクターヘリ運航業務選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき審査する。

(2) 審査方法

参加者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を委託先候補者とする。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託先候補者としての適否を判断する。

選定審査の日時や詳細等については受審資格認定結果の通知の際にあわせて通知する。

(3) 結果の通知

結果については、採否にかかわらず応募者全員に通知する。なお、審査結果の異議

申し立ては受け付けない。

(4) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。

10 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

(2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

11 契約上限金額

令和6年度264,937千円（消費税および地方消費税を含む。）

令和7年度264,937千円（消費税および地方消費税を含む。）

令和8年度264,937千円（消費税および地方消費税を含む。）

令和9年度264,937千円（消費税および地方消費税を含む。）

令和10年度264,937千円（消費税および地方消費税を含む。）

12 問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局 地域医療課 救急・災害医療グループ

TEL：0776-20-0346

FAX：0776-20-0642

E-mail：iryuu@pref.fukui.lg.jp